

千葉市新行政改革大綱

(第3次改定版)

平成17年1月

千葉市

はじめに

現在、我が国では、少子・高齢化の進展、情報通信技術（ＩＴ）の飛躍的発展、地球環境問題を踏まえた循環型社会の構築などあらゆる分野で急速な変革が進んでおります。

市民生活に密接にかかわる地方自治体においては、地方分権の進展、地方財政に関する三位一体の改革が推進される中で、地域の特性を生かし、自主性と自立性をより高めた行政運営が今まで以上に求められております。

このような中、本市は、行政改革に積極的に取り組むとともに、千葉市新総合ビジョンに基づく新５か年計画の各施策を着実に展開し、都市基盤の整備などに加え、人にやさしいまちづくりや地球環境に配慮したまちづくりなど、真の豊かさを実感できる、大都市にふさわしい魅力あるまちづくりに向けた取り組みを市民の皆様とともに進めているところです。

しかしながら、多様化する市民ニーズや新たな行政課題に的確に対応し、本市の持続的発展を維持するためには、従来にも増して行政改革への取り組みを強化し、行財政運営の一層の簡素・効率化を図ることが必要です。

このため、今般、千葉市行政改革懇談会及び市民の皆様からの貴重なご意見を踏まえ、本市における行政改革の指針である千葉市行政改革大綱を改定いたしました。

行政改革は不断に取り組むべき課題であると捉え、今後も更なる努力を積み重ね、市民福祉の向上と個性豊かで活力に満ちた魅力ある千葉市の創造に努めて参りたいと存じます。

平成１７年１月

千葉市長 鶴岡 啓一

目 次

第 1	行政改革を推進する基本的な考え方	
1	行政改革の必要性	1
2	行政改革への取り組み方針	2
第 2	行政改革の推進項目	
1	事務事業の見直し	4
2	市民視点による行政サービスの実施	6
3	財政構造の健全化	9
4	組織・機構の見直し	1 1
5	定員及び給与の見直し	1 2
6	人材の育成と活力の発揮	1 3
7	公共施設の設置及び管理運営の合理化	1 4
第 3	議会の機能強化等	1 5
第 4	行政改革の推進	1 5
第 5	数値目標一覧	1 6

第 1 行政改革を推進する基本的な考え方

1 行政改革の必要性

地方自治体は、住民の福祉の増進に努めるとともに「最少の経費で最大の効果を挙げること」及び「組織及び運営の合理化に努めること」の 2 点について、不断の努力を行わなければなりません。

本市は、平成 7 年度に策定した「千葉市新行政改革大綱」を数次にわたり改定するとともに、これを踏まえて策定した「千葉市新行政改革推進計画」に基づき、全庁的に行政改革に取り組み、経費の削減、組織・機構の見直し、職員の削減等、一定の成果を挙げてきました。

しかし、市税収入をはじめとする歳入が伸び悩む中で、新たな行政課題や多種多様な市民ニーズに対応するため、市債の活用、基金の取り崩しなどにより収支の均衡を図ってきた結果、市債残高が増加し、臨時的な財源*もほぼ底をつくなど、きわめて厳しい財政状況に直面しています。

一方、地方分権*の進展に伴い、より自主的な判断に基づいた施策の立案を行うとともに、地方財政に関する三位一体の改革*の推進をも踏まえ、財政運営の自立性の向上を図ることが求められています。

また、今後、さらに効果的・効率的な行政サービスを実現するためには、サービスの受け手の立場に立った「市民視点」、納税者の納得できる税金の使い方であるかどうかという「納税者視点」をこれまで以上に重視しなければなりません。

このような状況の中で、本市がさらに魅力あるまちづくりを進め、市民サービスの向上を図っていくためには、自立した、持続可能な行財政運営を目指し、行政改革への取り組みを一層徹底していく必要があります。

*臨時的な財源

基金の取り崩しによる繰入金、未利用地の売却収入等、財源不足への対応のために臨時的に活用する財源。

*地方分権

国と地方自治体とが分担すべき役割を明確にし、地方自治体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現するため、国の権限や財源を地方に移譲するとともに、地方に対する国の関与の縮減を図ること。

*三位一体の改革

地方分権を進める一環で、税財源の面での分権を行うもので、国庫補助負担金の廃止・縮減、税源移譲を含む税源配分の見直し、地方交付税制度の見直しの 3 つの改革を一体的に行うこと。

2 行政改革への取り組み方針

本市は、次に掲げる取り組み方針に基づき、行政改革に取り組んでまいります。

（１）市民参加の推進と協働による取り組み

行政改革の成果を挙げるためには、行政内部だけの努力にとどまらず、市民の自発的・積極的な行政各分野への参加と企業の地域社会における役割の重視等、各々が役割を分担し、一体となって魅力あるまちづくりを推進する必要があることから、市民参加を推進するとともに、地域全体の協働*による取り組みを進めます。

（２）地方分権の進展に即応した自主性ある取り組み

地方分権*の進展に伴い、地方自治体がより自主的に活動する場が広がっていることを踏まえて、組織や事務の一層の簡素効率化を図る一方、地域の実情に応じた創意工夫の下に、より自主性ある政策形成と効率的な行政サービスの実施に取り組みます。

（３）自立的な財政運営への取り組み

市税収入等の伸び悩みに加え、公債費*等の義務的経費*が増加するなど、財政は今後ますます厳しさを加えるものと予測されます。さらに、三位一体の改革*の推進に伴い、可能な限り自らの財源で自ら判断して行財政運営を行うことが求められることから、財政運営手法の改革等による財政構造の健全化について最大限努力します。

*協働

市民と行政が、それぞれの立場や特性を認識し、共通する課題の解決や目的の達成に向けて、対等の立場で協力し合うこと。パートナーシップ。

*地方分権…1 ページ参照

*公債費

公共施設等の整備の財源として、公的機関、銀行等から借り入れた市債の返済に係る元金や手数料。

*義務的経費

地方自治体の歳出のうち、公債費、職員給与等の人件費、生活保護費等の扶助費のように、その支出が義務づけられ、任意に削減できない経費。

*三位一体の改革…1 ページ参照

（４）職員の意識改革と能力開発への取り組み

行政改革は、市民の満足度と納税者の納得度を高め、そのことにより、職員の職務に対する達成感も高まるように進めることが重要です。そのためには、行政運営に関わるすべての職員が自らの問題として取り組むことが望まれるため、職員の意欲を高め、主体的な創意工夫を引き出す仕組みを設ける一方、既存の枠組みや従来の発想にとらわれない柔軟な姿勢で市民サービスや施策が実施できるよう、職員の意識改革に取り組めます。

また、職員一人ひとりの一層の資質の向上や能力の開発を進め、積極的な意欲と行動能力を持つ人材の育成に努めるとともに、「最少の経費で最大の効果を挙げる」という地方自治運営の基本原則に立ったコスト意識の醸成を徹底します。

（５）数値目標の拡充と積極的な情報提供への取り組み

行政改革の取り組みの内容について、できる限り目標の数値化を図り、具体的に市民にわかりやすくするとともに、行政改革の取り組み状況については、さまざまな手段を活用して積極的に情報を提供します。

第2 行政改革の推進項目

1 事務事業の見直し

限られた財源の中で、社会経済情勢の変化や多様化する市民ニーズ、新たな行政課題に的確に対応していくため、緊急性、優先性、効率性等を勘案し、事務事業を見直します。

(1) 事務事業の整理合理化

地方分権*の進展に伴い、地方自治体が実施する諸施策の成果に対する自己チェック機能が重視されていることを踏まえ、行政の果たすべき役割、受益と負担の公平の確保、行政効率等に配慮し、事務事業の整理合理化を進めます。

実施に当たっては、個々の事務事業について、その選択、総合化、重点化を行うことにより行政サービスの質の向上を図るとともに、市民に対する行政の説明責任*を果たすため、「事務事業評価システム」*を活用して、効果的に推進します。

(2) 公共工事のコスト縮減

限られた財源を有効に活用し、最少の経費で最大の効果を挙げるため、公共工事の実施に当たっては、利用する市民の立場に立った適切な設計を行うとともに、公共施設としての質を損なうことなく、数値目標を掲げてコスト縮減を行います。（第5 数値目標一覧参照）

さらに、公共事業のすべてのプロセスをコストの観点から見直して削減を図る、国の「公共事業コスト構造改革プログラム」を踏まえ、事業の迅速化等の新たな視点からの総合的なコスト縮減に取り組みます。

*地方分権…1 ページ参照

*説明責任（アカウンタビリティ）

行政内部の手続き、政策の決定過程、事業の内容等に関する情報を、いつでも開示し、説明できるようにしていること。

*事務事業評価システム

行政評価システム等と呼ばれることもある。本市では、個々の事務事業を目的妥当性、有効性、効率性の視点から客観的に評価するとともに、施策の体系に基づき、事務事業間の優先度を相対評価し、伸ばすべき事業、縮減すべき事業を峻別することにより、事務事業の選択、総合化及び重点化を図っており、それらの評価結果を市政情報室やホームページで公表している。

（３）民間機能の活用

行政運営の効率化、市民サービスの向上等を図るため、民間機能を活用することが適当な事務事業については、行政責任の確保、市民サービスの維持向上及び個人情報保護の観点に留意しつつ、民間の資金等を活用して公共施設の設置、管理等を行う P F I*、公の施設の管理に民間事業者等の能力を活用する指定管理者制度*等の導入を含め、優れた民間機能を積極的かつ計画的に活用します。

なお、市が直接サービスを実施する場合であっても、民間企業の経営手法を取り入れるなどにより、効果的、効率的なサービスの実施に努めます。

（４）補助金の適正化

補助金については、社会経済情勢の変化等に応じて、存続する意義の薄れたもの、補助効果が乏しいものなどの廃止、縮減を行います。

また、補助金の新設に当たっては、スクラップ・アンド・ビルド*の考え方を基本とし、目的を精査するとともに、必ず終期を設定します。

これらを踏まえ、年次ごとの計画的な見直しを図ることにより、団体運営補助金や事業奨励補助金等の恒常的な補助金について、数値目標を掲げて削減を進めます。（第５ 数値目標一覧参照）

*P F I (Private Finance Initiative)

公共施設等の設計・建設・維持管理・運営の全部又は一部に民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することで、国や地方自治体等が直接実施するよりも効率的かつ効果的に公共サービスを提供する手法のこと。

*指定管理者制度

公の施設（文化施設、スポーツ施設等の市民が利用する施設）の管理・運営に、民間事業者等の団体を指定管理者とすることで、その能力を活用し、効率性の向上や市民サービスの向上を図ろうとする制度。

*スクラップ・アンド・ビルド

予算や組織の膨張を防ぐため、廃止した分だけ新しいものを立ち上げることができるというルール。

2 市民視点による行政サービスの実施

地方分権*時代のまちづくりには、地域の実情に応じた施策の展開が必要であるため、計画の策定、施策の立案、事業の計画段階等への市民参加を推進します。

また、各種の行政サービスについては、サービスの受け手の立場に立った市民視点で総合的に実施できるよう見直しを進めます。

一方、市民視点による行政サービスの実施に当たっては、納税者である市民が納得できる税金の使い方であるかどうかという納税者視点も重要であり、そのためには、公正の確保と透明性の向上を図ります。

(1) 市民参加の一層の推進

市民参加を一層推進し、市民との協働関係を構築するためには、市民と行政との対話、情報の交換等両者の間の双方向性の確保が重要なことから、市民の声を施策に反映する「パブリックコメント」制度*を積極的に活用するとともに、市民参加に関する条例の制定について検討します。

また、審査会、審議会等の附属機関等*への公募委員の登用を推進するとともに、女性委員の参画について数値目標を掲げて取り組みます。（第5 数値目標一覧参照）

さらに、公園等の地域密着型公共施設の整備については、可能な限り計画段階から地域住民の参加を募ります。

今後、ボランティア、NPO等の役割が一層高まることから、総合的な情報の提供、組織の横断的な連携等による活動しやすい環境の整備を図ります。

なお、ボランティア、NPO等との協働*に当たっては、責任の範囲、活動の限界等を十分踏まえ、単に行政の事務事業の肩代わりとならないよう留意します。

*地方分権…1 ページ参照

*パブリックコメント制度

市民生活に影響のある重要な計画や制度を策定する際に、案の内容を公表して市民から意見を募集し、提出された意見を参考に意思決定するとともに、その意見に対する市の考え方を公表する手続きを定めた制度。

*附属機関等

「附属機関」とは、調停、審査、諮問又は調査のために、法律又は条例を根拠として設置する審議会等。本市では、規則、要綱等を根拠として設置した協議会、懇談会等で、附属機関と同様の機能を備えたものを「附属機関に類するもの」とし、両者を合わせて「附属機関等」と称している。

*協働…2 ページ参照

（２）総合行政の推進

市民視点による行政サービスを実施するため、できる限り組織相互間の横断的な調整を行い、事務事業が総合的に実施できるように努めます。

（３）規制緩和の推進

許認可等の規制については、民間活力の維持向上、市民負担の軽減、事務の簡素化等の観点から可能な限り廃止、緩和します。

また、許認可等の事務手続きについても、市民サービスの向上の観点から、可能な限り簡素化や処理日数の短縮等に努めます。

（４）情報化の推進

市民サービスの向上の観点から高度情報通信技術を積極的に活用し、行政情報の電子化とその総合的利用、事務事業のシステム化・ネットワーク化等を推進するとともに、いつでも手続きができる「ノンストップ・サービス」*の提供等を進めます。

なお、推進に当たっては、情報の取扱いに関するセキュリティや個人情報の保護に十分配慮します。

（５）窓口等における対応の改善

窓口業務にあっては、適切な接遇の徹底、縦割り主義的な対応の是正等市民との接点における職員の応接の改善を図るため、数値目標を掲げて、さわやかで心の通う市民サービスに努めるとともに、窓口の一本化による「ワンストップ・サービス」*の実施等、市民の利便性の向上に努めます。（第5 数値目標一覧参照）

*ノンストップ・サービス

24 時間サービスを指し、市民が都合の良い時間に手続きなどをできるようにすること。住民税の電子申告、コンビニエンスストアを活用した収納等、各種の手続き、料金の支払い、入札等、様々な手続きが利用者の都合のよい時間に可能となる。

*ワンストップ・サービス

複数の行政サービスを1つの窓口で受けることを可能にするサービスのこと。これにより、市民が複数の窓口に動いたり、出向いたりすることなく、手続きが1か所で完了する。

（６）公正の確保と透明性の向上

行政運営の公正の確保と透明性の向上を図るため、行政手続法及び行政手続条例を適正に運用するとともに、制度の趣旨を踏まえた事務事業の適正な執行に努めます。

また、情報公開制度の適切な運用と行政情報の積極的な提供に努めます。

地方分権*の進展に伴い、行財政運営に対するチェック機能を持つ監査委員制度の役割がますます重要になってきていることから、監査機能の充実・強化を図ります。

*地方分権…1 ページ参照

3 財政構造の健全化

引き続き厳しい財政状況が予測されることから、市債及び債務負担行為*の抑制等財政運営手法の改革により、財政構造の健全化に努めます。

(1) 市債及び債務負担行為の抑制

市債残高の増大に伴う公債費*の増加により、将来の公債費負担が市の財政運営に支障を来すことが予測されるため、数値目標を掲げて市債の発行を極力抑制します。（第5 数値目標一覧参照）

なお、減税補てん債等国の景気対策等に伴う特別な市債*の発行については、国の地方債計画*等に基づき弾力的に対応するとともに、財政状況の公表に当たっては、景気対策等に伴う市債の残高を明示します。

また、債務負担行為*についても、将来の歳出を予定するものであり、財政の硬直化を招く要因となることから、数値目標を掲げて新たな設定を極力抑制します。（第5 数値目標一覧参照）

*債務負担行為

予算の議決が単年度主義で行われるため、利子補給制度のように、将来の支出を約束した契約行為を行うことは、将来の議会の議決を先取りすることになる。そこで、債務負担行為で期間と限度額を議決することにより、将来の支出を事前に議会が承認して、長期にわたる契約を可能とする制度。

*公債費…2 ページ参照

*国の景気対策等に伴う特別な市債

国の景気浮揚対策で住民税の定率減税を実施したことによる地方の減収分を補てんするための減税補てん債、国の補正予算に伴う地方負担分を補てんするための市債、地方交付税の不足分の一部を補てんするための市債等、国の政策に伴う地方負担分をまかなうための市債がある。これら特別な市債の元利償還金については、償還時に地方交付税で補てんされることになっている。

*国の地方債計画

毎年度国の予算編成に関連して策定される財政投融资計画の一環として、総務省が策定する地方債に関する年度計画。地方自治体の借入金の前原資の額が決定され、その総額を資金別、事業別に区分して取りまとめたもの。

（２）市税等の徴収率の向上

市民負担の公平性の確保と自主財源*の確保の観点から、市税等の徴収率の向上について、数値目標を掲げて取り組みます。（第５ 数値目標一覧参照）

特に、市税については、税務行政の公正性、公平性、透明性の確保を図るため、職員の意識改革、能力開発に一層努めるとともに、徴収体制を抜本的に見直し、強化を図ります。

さらに、市民の利便性の向上のため、インターネットを利用して納税できるようにするなど、納付機会の拡大に努めます。

（３）公共料金の見直し及び新たな自主財源の確保

使用料、手数料等の公共料金*については、類似施設における有料、無料の不均衡の是正、民間との料金格差の是正等、利用者の受益の程度に応じた適正な負担となるよう見直します。

また、歳入の増加を図るため、地域経済の活性化等による税源の涵養に努めるとともに、市の広報紙、ホームページ等を広告媒体として活用することにより広告料を得るなど新たな自主財源の確保を図ります。

（４）特別会計及び企業会計の健全化

特別会計及び企業会計*に対する一般会計からの繰出金*が、市財政の大きな圧迫要因になっていることから、負担のあり方を見直し、繰出金の適正化を図ります。

特に、企業会計にあっては、民間企業の経営との比較検討等により経営の健全化を図ります。

*自主財源

地方自治体が自主的に収入できる財源で地方税、使用料、手数料、財産収入等のこと。自主財源の多寡は行政活動の自主性と安定性を確保できるかどうかの尺度となる。

*公共料金

水道、下水道、高等学校、市営住宅、市民利用施設等の使用料、住民票の写しの交付、各種の許可等に対する手数料等の総称で、特定の受益者が地方自治体のサービスや便益を利活用する際の対価。

*特別会計及び企業会計

「特別会計」は、特定の事業を行う場合、特定の歳入をもって特定の歳出に充て、一般の歳入歳出と区分して経理するための会計。また、「企業会計」は、地方公営企業法の適用を受ける公営企業をいい、本市には病院事業、下水道事業、水道事業の３会計がある。

*一般会計からの繰出金

一般会計から特別会計や企業会計に支出される経費。一般会計が当然負担すべき部分と赤字補てんのために支出する部分とがあり、後者について市民負担の公平性の観点から見直しを図る必要がある。

4 組織・機構の見直し

少子・高齢化等社会経済情勢の変化及び新たな行政ニーズの発生に即応した施策を総合的・効果的に展開できるよう、組織・機構を見直します。

見直しに当たっては、業務効率、財政効果、市民サービスの維持向上等の観点から総合的に検討します。

（１）本庁組織の見直し

既存の本庁組織については極力スリム化を図ることとし、新たな行政課題等への対応については、スクラップ・アンド・ビルド*の考え方を基本として、組織の肥大化を抑制します。

また、地方分権*の進展に伴い、地域の実情に応じ、自主的な政策立案や施策の展開ができるよう、自主性をより高めるような組織づくりに努めます。

（２）区役所、事業所等の体制強化

市民サービスの向上を図るため、市民に身近な行政サービスは市民に身近な区役所、事業所等で行えるよう、積極的に本庁の事務権限を区や事業所等に委譲するなど、市民の要望に即応できるよう体制を強化します。

（３）外郭団体の見直し

外郭団体*については、市政の補完的組織として重要な役割を果たしていますが、社会経済情勢の変化等に即応するとともに、市民ニーズに柔軟に対応できるよう見直しを行う必要があります。

このようなことから、外郭団体に対して設立目的、業務内容等について常に検討を行い、補助金に依存することなく、独立採算に向けた経営改善を図るよう求めるとともに、統廃合を含めた合理化策等による体制の強化を図ります。

*スクラップ・アンド・ビルド…5 ページ参照

*地方分権…1 ページ参照

*外郭団体

本市が、基本財産、資本金等の25%以上を出捐又は出資している法人並びに本市の行政を補完する役割を担う団体として本市が継続的に人的又は財政的な支援を行っている法人のこと。平成16年4月1日現在で22団体ある。

5 定員及び給与の見直し

義務的経費である職員給与等の人件費が財政硬直化の一要因となることから、効率的な行政運営を目指し、定員及び給与を見直します。

（１）定員の見直し

定員の見直しに当たっては、全体の職員配置の見直しにより常に定員の適正化を図りながら、新たな行政サービスの発生等による増加要因にも的確に対応していきます。

さらに、事務の委託化等民間機能の活用やパートタイム的雇用の活用を進めることなどにより、法令等により配置基準が定められている場合を除き、数値目標を掲げて定員を削減します。（第5 数値目標一覧参照）

（２）給与の見直し

財政事情の悪化、行政及び公務員をめぐる環境の厳しさ、公務員制度改革の動向等を踏まえ、給与の適正化、給与制度の運用、諸手当のあり方等を見直しを進めます。

在勤地内旅行の旅費については、現行上、交通費のほかに日当を支給していることから、その日当制度を見直すとともに、特殊勤務手当*については、引き続き適正化に努めます。

給与水準については、社会経済情勢を踏まえ、国、県、他の政令指定都市等との均衡に配慮しながら、引き続き適正化に努めます。

*特殊勤務手当

職員が、給与上特別の考慮を必要とする著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務に従事する場合に、「千葉県職員の給与に関する条例」等を根拠として勤務の特殊性に応じて支給する手当。

6 人材の育成と活力の発揮

「人を育て活かす」という人事政策の基本方針を定めた「千葉市人材育成・活用基本方針」*に基づき、地方分権*時代の自治体運営を担うに足る人材育成に努めます。

人材の育成に当たっては、長期的・総合的な視点に立ち、職員の能力を最大限に発揮できるよう、計画的に職員の異動を行うジョブ・ローテーション・システム*の確立、勤務評定制度の充実と活用を推進します。

また、地方分権*の進展に伴い必要とされる政策形成能力や自主判断能力の向上に重点を置く職員研修を実施するほか、研修の一環として民間企業等への実務派遣を実施し、サービス精神や効率性の向上、能力開発等を図ります。

さらに、民間における優れた専門的な知識や経験を生かし、職員の能力向上等を図るため、経験者採用制度*等を導入します。

男女共同参画社会*を形成するために、女性がより活躍できるような環境を整えるとともに、女性職員の管理監督職への登用について数値目標を掲げて推進します。（第5 数値目標一覧参照）

職員の活力を高め、積極性を養う観点から、新鮮な発想をもたらしうる職員提案制度*の充実や、特定の業務やポストへの登用について庁内から職員を募集する人材公募制度*等新たな人事異動制度の活用を図ります。

*千葉市人材育成・活用基本方針

平成14年6月に策定した千葉市職員の育成及び活用に関する基本方針。市の人事政策の基本を「人を育て活かす」、望まれる職員像を「市民の目を持った職員」「果敢に挑戦する職員」と定め、その実現に向けての具体的方策等を示している。

*地方分権…1 ページ参照

*ジョブ・ローテーション・システム

経験の蓄積のため職員を計画的に異なる仕事に就かせる制度。育成計画に基づいた人事異動を行うことにより、多種多様な業務経験を蓄積させて職員個々の能力の向上を図るもので、業務を通じた職場内教育の一環として行われる。

*経験者採用制度

高度な専門性や多様な社会経験を有する人材を通常の採用とは別枠で採用する制度。一般的に、一定年数以上の民間企業等の勤務経験などを受験資格として行う。

*男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会。

*職員提案制度

職員から市行政全般に関する改善の提案を求め、職員の研究心や勤労意欲を高めるとともに、提案の実現を図ることで、行政能率の向上や市民サービスの向上を図ろうとする制度。

*人材公募制度

新規事業や専門性の高い業務、特定の職等について、従事したい職員を庁内から募集し、論文や面接によって審査を行い、配属する職員を決定する。職員が希望する職務に挑戦することによって、適材適所の人事配置を行う。

7 公共施設の設置及び管理運営の合理化

公共施設については、広域的利用、他施設への転用、施設の改修等できる限り既存施設の有効活用を図ります。

また、新設については、当該施設の機能、役割、運営方法、利用見込み、維持管理費等や他施設との複合化の適否について、多角的に検討するとともに、周辺施設の状況を勘案し、重複を避けるよう適正に配置します。

管理運営については、市民サービスの向上と運営の効率化に留意し、公共施設間の連携、公の施設の指定管理者制度*の活用等を積極的に推進します。

*指定管理者制度…5 ページ参照

第 3 議会の機能強化等

地方分権*の進展により、議会の果たす役割が一層増大していることから、政策の立案、政策チェック機能の強化等について、本大綱の趣旨を踏まえ、議会の自主的な取り組みを期待します。

第 4 行政改革の推進

「千葉市新行政改革大綱」は、本市における行政改革の基本的な考え方及び方向性を示すものであり、また、市の行政改革に取り組む姿勢を市民に示すものでもあります。

本大綱を受けて「千葉市新行政改革推進計画」を策定し、全庁一丸となって行政改革を計画的に進めるとともに、行政改革の推進状況については、有識者からなる「千葉市行政改革懇談会」*に適宜報告し助言を得ることはもとより、市民に積極的に公表します。

行政改革を推進するためには、市民・企業・行政が一体となって、それぞれの役割を認識し協調して取り組んでいくとともに、本大綱に盛り込まれた諸課題のみにとどまらず、時代の動向等を踏まえ、行財政運営全般について絶えず新たな視点に立って見直しを進めます。

*地方分権… 1 ページ参照

*千葉市行政改革懇談会

社会経済情勢の変化に対応した、簡素で効率的な市政の実現を推進するために平成 7 年度に設置した。市政について優れた識見を有する 15 人の委員で構成されており、その所掌は「行政改革の推進について意見を述べること」及び「行政改革の推進状況について報告を受け、これに対し必要な助言を行うこと」である。

第 5 数 値 目 標 一 覧

推進項目	取り組み内容及び数値目標	現状値
事務事業 の見直し	公共工事のコスト縮減 各年度の公共工事コストを平成8年度と比較して10%以上縮減します。	(平成15年度) 10.04%
	恒常的補助金の削減 平成19年度までに、平成15年度の恒常的補助金の件数及び金額をそれぞれ7%削減します。	(平成15年度) 件数 412件 金額 9,165百万円
市民視点 による行政サービスの実施	附属機関等への女性委員の参画 平成19年度までに、女性登用率30%を達成している附属機関等の割合を60%にします。	(平成16年度) 47%
	区役所窓口サービス市民満足度 平成19年度までに、区役所窓口アンケートにおける「良い」を70%以上にします。	(平成16年度) 「良い」 64.6% 「普通」 34.1% 「悪い」 1.3%
財政構造 の健全化	市債の発行抑制 平成22年度までに、一般会計決算における市債依存度(減税補てん債等特別な市債を除く)を10%未満にします。	(平成15年度) 10.1%
	債務負担行為の設定抑制 平成22年度までに、債務負担行為設定額(PFI事業、債務保証及び国庫債務負担行為によるものを除く)を50億円以下にします。	(平成15年度) 8,087百万円
	市税徴収率の向上 平成19年度の徴収率(滞納繰越分を含む)を94%にまで向上させます。	(平成15年度) 92.6%
定員及び 給与の見 直し	定員の削減 平成16年度から19年度までの4年間で、法令等により配置基準が定められているもの(※)を除き、定員を4%、約200人削減します。 ※ 病院職員(事務局を除く)、高校職員、消防職員及び保育所職員	(平成15年度) 5,279人
人材の育 成と活力 の発揮	女性職員の管理監督職への登用 平成22年度までに、管理監督職に占める女性職員の比率を20%にします。	(平成16年度) 15.3%